

過度の飲酒で死亡したのは、過重労働による精神障害発症が原因と、会社に対し安全配慮義務違反による損害賠償を請求した事案

フォーカシステムズ事件



安西法律事務所 弁護士 木村恵子

最高裁大法院平成27年3月4日判決(労判1114号6頁)

東京高裁平成24年3月22日判決(労判1051号40頁)

東京地裁平成23年3月7日判決(労判1051号50頁)

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は「労働法実務 Q&A800 問 (共著・労務行政研究所編)」など。

本判決は、Aが過度の飲酒により死亡したのは、過重業務によって発症した精神障害が原因であるとして、Aの遺族が会社に対して安全配慮義務違反に基づく損害賠償を請求した事案の最高裁判決である。最高裁では、遺族補償年金の損益相殺的調整が争点となり、過去の最高裁判決を変更する判断が示されたことで話題となった。また本事案は、直接の死因である過度の飲酒は、過重業務に起因する精神障害により正常な行為選択能力が阻害されたことによるものであるとして、会社の責任を認めた点等にも特徴がある。そこで本稿では、これらの点についても、紙幅の許す限り紹介する。

1. 事案の概要

1) 当事者

(1) 訴えた側 訴えたのは、死亡した A (死亡時25歳) の遺族である両親 (原告ら、被控訴人ら、上告人ら。以下「Xら」という。) である。

(2) 訴えられた側 訴えられた (被告、控訴人、被上告人。以下「Y」という。) のは、ソフトウェアの開発等を業とする会社である。

2) Xらの請求の根拠

Xらは、Aの死亡は、長時間労働や配転に伴う業務内容の高度化・業務量の増大等により精神障害を発症し、正常な判断ができなくなった状態で過度の飲酒をしたことによるものであり、Aの業務を軽減する措置等を怠ったYには安全配慮義務違反があるとして損害賠償(Xら各々に5,000万円と遅延利息)を請求した。

3) 事実関係の概要

(1) Aは、平成15年4月にSEとしてYに入社し、ネットワーク関係のシステム設計等の業務に従事していたが、平成18年7月からは携帯電話端末組込ソフト開発プロジェクト(リーダーはC)に配属され(以下「本件配転」という。)、協力会社社員Bと二人のチームのリーダーとして調査検討業務や単体試験業務を担当した。(2) 本件配転で、Aには質的にも異なる新たな知識・技術等の習得が必要となったが、チームでただ一人の正社員でもあり速やかな習熟が期待された。

(3) 調査検討業務は、顧客との共同作業を必要としたが、Aは作業が遅く、「Bなら早い」と顧客から苦情が出ることがあった。また、ソフトの改修や再試験等に予定以上の時間がかかり、Aの残業時間も増加していった。

(4) 9月頃には、作業を急ぐ必要から、Aは難易度の高い調査検討業務から外され、単体試験業務のみを命じられた。

(5) Aは8月頃から、自宅で疲れた様子をみせるようになった。Cも、この頃、Aが落胆している、少し元気がないと感じることがあった。

(6) 9月15日朝、Aは、自宅を出た後無断欠勤をしてL市に赴き、河川敷のベンチでウイスキー等をラップ飲みする等の過度な飲酒をし、翌16日午前0時頃、死亡した(死因は急性心不全の疑い)。

(7) Aの死亡前1カ月間の時間外労働時間数は約112時間、その前は105時間であった。

(8) Aの死亡について、中央労働基準監督署長は業務災害と認め、Xらには、遺族補償年金等が支給された。

2. 1審および2審の争点

1審および2審の主な争点は、①Aの業務上の心理的負荷の有無、②Aの精神障害発症の有無、③Aの死の業務起因性、④Yの予見可能性および安全配慮義務違反の有無、⑤過失相殺であった。

3. 1 審判決の概要

1 審は、①について、Aは、本件配転により担当業務に必要な知識・技術の習得に多大な労力と時間が必要であったこと、合同作業から外されたこと等の心理的負荷は大きく、長時間労働に従事したことも負荷を与えたとした。

②については、Aには9月上旬に気分障害発病の兆しがあり、9月15日には解離性遁走を発病したとし、③については、Aの精神障害は業務における心理的負荷に起因し、Aの過度の飲酒は、「うつ病および解離性遁走という精神障害により、正常な認識、行為選択能力が著しく阻害された病的心理の下でなされた¹⁾」として、Aの死亡とYの業務との間に相当因果関係を認めた。

④についても、C等は、Aの長時間労働を認識していたのに、業務軽減措置をとらず、また、本件配転に伴う指導・支援体制を整えていた事実もないとして、Yの責任を認めた。

その上で、⑤について、Aのブログやゲームに時間を費やす等の生活態度が睡眠不足に影響をしたこと、希望すれば産業医面談を受けることができたのに、それらを利用して精神的につらい状態にあることの

申出をしなかったこと¹⁾等を考慮し、2割の過失相殺を認めた。

4. 2 審判決の概要

2 審判決も、おおむね1 審判決の①ないし④の判断を維持した上で、⑤については、上記下線イを過失とは認めない一方で(イは削除)、就寝前のブログやゲームにより睡眠不足を増長させたことは軽視できないとして、過失3割を減額すべきとした。

また、Xらが支給を受けている遺族補償年金等は、損害の元本から控除すべきとした。

5. 最高裁判決

最高裁では、遺族補償年金の損益相殺的調整のみが争点となり、以下の判断がなされた。

死亡した被害者の相続人が「遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けることが確定したときは、」「逸失利益等の消極損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である²⁾。」そして、遺族補償年金が「制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り³⁾」、その填補の対象となる損害は不法行為のときに填補されたものと評価し得るとして、原則、元本から控除すべきことを明確にした。

ワンポイント 解説

1. 遺族補償年金の損益相殺的調整

損害額の算定において、既支給または支給が確定している遺族補償年金等は、損害の公平な分担の見地より、同質性が認められる利益から控除し得ることに争いはないが、損害賠償額の元本と遅延損害金のどちらから控除すべきかについては見解が分かれていた¹⁾。いずれの見解かによって支払うべき金額には大きな差が生じていたが²⁾、最高裁は、大法廷判決³⁾により、上記下線エのような事情がない限り、下線ウのように、損害額の元本から控除すべきことを明らかにした。

2. 過度の飲酒と業務起因性

業務による過重な心的負荷と過度な飲酒は、直ちに

に結びつくものではないが、本件では、上記下線アのように、精神障害を発症したことを中間項のようにおき、因果関係を認めた。かかる手法は、相当因果関係の範囲を過度に広範としかねず疑問であるが、使用者としては、やはり、精神障害の発症につながる長時間労働等心理的負荷となる出来事を生じさせないように努めるほかないであろう。また、本件では、1 審が下線イの事実を被災者の過失としていたが、2 審は、この部分を否定した。本件では、産業医面談が任意であった以上、申出をしなかったことを過失とすることは困難であるとの判断であろう。長時間労働となっている者については面談を命ずること等も一考であろう。

1) 支払いが確定した給付等の額が損害額に満たない場合は遅延損害金に充当すべきとした判決(最高裁第2小法廷平成16年12月20日判決)と、元本から控除すべきとした判決(最高裁第2小法廷平成22年10月15日判決)とがあった。

2) 遅延損害金にかかる民法所定の利率が年5分と高いこともあり、支払額には大きな差が生じていた。

3) 大法廷は、最高裁判所の15人の裁判官全員で構成され、憲法判断、過去の最高裁判決の変更等の際に、大法廷で審理することとなっている。